第３６回　大阪府障がい者施策推進協議会

日時：平成２６年１０月８日（水）

　　 　　　午後2時から午後4時まで

場所：ホテルプリムローズ大阪（鳳凰）

　　出席委員（五十音順）

　　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷　安雄

　　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長　井上　誠一

（公社）大阪聴力障害者協会会長　大竹　浩司

（社福）大阪府社会福祉協議会会長　綛山　哲男

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町　公之

（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長　坂本　ヒロ子

弁護士　　佐野　久美子

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　柴原　浩嗣

○　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授　関川　芳孝

特定非営利活動法人 大阪難病連理事長　髙橋　喜義

（一社）大阪脊髄損傷者協会会長　辻　　一

特別養護老人ホーム美原荘　非常勤職員　出口　幸史

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事　中内　福成

（一社）日本筋ジストロフィー協会大阪支部長　中岡　稔侍

梅花女子大学心理こども学部心理学科教授　新澤　伸子

大阪自閉症協会副会長　福田　啓子

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

◎　関西学院大学人間福祉学部教授　牧里　毎治

（社福）大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長　増木　茂

（一社）大阪府歯科医師会常務理事　松尾　孝人

（社福）大阪ボランティア協会事務局長　水谷　綾

大阪精神障害者連絡会代表　山本　深雪

町村長会副会長（忠岡町長）　和田　吉衛

　◎　会長　　　　○　差別解消部会部会長

○事務局

まだお見えでない委員の方もおられますが、定刻となりましたので、ただ今より「第３６回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席賜り、誠にありがとうございます。

　それでは開会に先立ちまして、障がい福祉室長より一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局

　障がい福祉室長の中上と申します。第３６回大阪府障がい者施策推進協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

　本日は委員の方々におかれましては、ご多忙の中、本協議会へのご参加、誠にありがとうございます。また、日ごろから府施策の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りしまして、お礼を申し上げたいと思います。

　本日の会議でございますが、まず、現行の｢第４次大阪府障がい者計画｣及び｢第３期大阪府障がい福祉計画｣の取組状況につきまして、ご報告させていただきますとともに、次期福祉計画の策定に係ります基本的な考え方について、説明させていただき、委員の皆さま方からのご意見を承りたいと思っております。

　障がい福祉計画でございますが、障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標や方策を定めるものでございまして、障がい者が地域で必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしていくために極めて重要な役割を担うものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

　もう一つの議題でございますが、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについてでございます。これまで厳しいスケジュールの中、昨年１１月から計９回にわたる部会での議論を提言として取りまとめていただきました。関川部会長並びに部会委員の皆さま方のご努力に対しまして、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

　差別解消に向けた国の動きでございますが、６月には厚生労働省の研究会が「雇用分野に係る差別禁止・合理的配慮の指針の在り方に係る報告書」を公表いたしました。また、９月からは、内閣府の「障害者政策委員会」におきまして、障害者差別解消法に基づく基本方針の策定に向けた議論が始まったところでございます。

　府といたしましては、このような国の動きを見据えながら、部会の提言並びに本日の会議でいただく皆さまの意見を十分に踏まえつつ、府の実情に合った、府ならではの差別解消に向けた取組みを進めてまいる所存でございます。

　本日の議題は、今後の障がい者福祉行政への推進、障がい者の権利実現に係る重要な内容となっております。限られた時間ではございますが、委員の皆さま方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　現在の委員ですが、配布しております名簿のとおり２９名でございます。本日は２９名のうち２２名のご出席をいただいております。本協議会の設置条例５条２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室はじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第、委員名簿、配席図を用意しております。

　資料１としまして、｢第４次大阪府障がい者計画及び第３期障がい福祉計画の取組状況（平成２５年度実績）について｣。

　資料２といたしまして、「第４期障がい福祉計画」について。

　資料３ですが、３点ございます。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(提言)」ということで、Ａ４ヨコ型の概要という１枚ものと、大阪府知事あてに提言を提出いただくとする文章が１点、もう１点は、先ほど申し上げた題の提言の冊子が一部でございます。

　あと一つ、次第には記載しておりませんが、委員からの提出資料が１点、Ａ４の１枚ものがございます。以上が配布資料でございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、この指針に基づき、本会議でも原則として公開としております。配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開をする予定としております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただけますようお願いします。

　また、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、情報保障の観点から、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとお話いただきますようお願いいたします。

　もう１点、本日、報道の方がおられまして、写真撮影を希望したいということでございます。公開の会議ということでもございますので、議事の進行に支障がない限り、認めさせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは以後の議事進行につきましては、牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長

　それでは会議次第に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思います。

　本日、お手元の次第にありますように、大きく二つの課題があります。どちらも重要な議題でありまして、一つは、｢第４次大阪府障がい者計画｣及び｢第３期大阪府障がい福祉計画｣を合わせて、検討していただくことになると思います。

　二つ目は、先ほど事務局から説明がありましたが、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについてということで、部会を設けて、昨年11月から９回にわたって検討していただきました。きょう、提言が取りまとめられて提出されましたので、それについても検討していただきたいと思います。この後、部会長の関川委員からご報告いただきたいと思っております。

議事ですが、２時から４時までということで２時間しかございません。非常に厳しい時間の中で検討していただくということになりますので、出来るだけ多くの方々に発言を求めたいと思いますので、一人の発言は３分以内に取りまとめていただいて、ご議論願いたいと思います。

　それでは一つ目の議題に入りたいと思います。「｢第４次大阪府障がい者計画｣及び｢第３期大阪府障がい者計画｣の取組状況並びに｢第４期大阪府障がい者計画｣」について、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局

　事務局でございます。

　それでは｢第４次大阪府障がい者計画｣と｢第３期大阪府障がい福祉計画｣の取組状況とあわせて、次期計画であります「第４期大阪府障がい福祉計画｣の策定についての考え方について、一括して説明させていただきます。

　まず、第4次大阪府障がい者計画と第3期大阪府障がい福祉計画の平成２５年度の取組状況・実績について説明させていただきます。資料については、右肩に資料１と書いてあるものでございます。点字版も１ページ中ほどからでございます。

　まず、第３期の障がい福祉計画の主要項目における取組状況といたしまして、目標値に対する実績ですが、入所施設利用者の地域移行の実績については、平成２６年度までに、平成１７年１０月現在の入所施設利用者の４０％以上に準じて、２３７８人の目標に対して、平成２５年度実績は３０％の１７８２人となってございます。

　続きまして、点字版では２ページ中ほどでございます。入所施設利用者数の昨年の実績についてですが、平成２６年度までに、平成１７年１０月現在の入所施設利用者の２０％以上、人数で言いますと、１０８９人の目標に対しまして、平成２５年度の実績は１５.５％９２２人となってございます。

　続きまして、２ページ、点字版では３ページ中ほどでございます。入院中の精神障がい者の地域生活の履行における取組み状況といたしまして二つ指標がございまして、一つ目の着眼点１の１年未満入院者の平均退院率の実績については、平成２６年度における１年未満入院者の平均退院率を平成２０年６月３０日の調査比で７％増と、結果７７.８％の目標に対しまして、平成２４年６月の調査時点によりますと、７４.５％となっております。今後一層の努力が必要な状況であるということでございます。

　また、１年以上入院者の退院率について、毎年の状況を把握するということになっておりまして、これにつきましては、平成２４年６月３０日の大阪府の調査時点によりますと１８.５％となってございます

　次に、二つ目の着眼点２の入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数の実績についてでございます。点字版では４ページ中ほどでございます。入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数については、平成２６年における５年以上、かつ、６５歳以上の退院者を平成２１年、平成２２年の調査結果から推定した数字から２０％増の数にしまして、４９０人の目標、これに対しまして、平成２４年の数字では、退院者数は５３８人となっております。

　しかし、この数字については、平成２６年時点の退院者数が４９０人を目標としておりますことから、今後、目標達成に向けた取組みが必要であると考えております。

　続きまして、３ページ、点字版では５ページでございますが、福祉施設からの一般就労の取組みについてですが、平成２６年度において、施設を退所し、一般就労するのを１１００人とするという目標値に対しまして、平成２５年度実績が１０１２人、パーセンテージで見ますと９２％となっております。

　続きまして、点字版では６ページでございますが、授産施設等の障がい者の工賃水準の取組みについてでございます。こちらにつきましては、目標値としまして、平成２６年度末に、平成２２年度の工賃水準の約３０％増である月額１万１３００円をめざしております。これに対しまして、平成２５年度の実績というのは１万３４５円となってございます。

　続きまして、資料４ページ、点字版では７ページ上段でございます。就労移行支援事業及び就労継続支援(Ａ型)の利用者につきましては、平成２６年度中の福祉施設の利用者のうち１割以上の方が、就労移行支援事業を利用すること、就労継続事業の１割以上の方がＡ型を利用することをめざしております。これらの目標に対しましては、平成２５年度の実績は、就労移行事業所に関しては６.５％、Ａ型に関しては１０％でございます。

　続きまして、点字版では８ページ中ほどでございます。これは参考値でございますが、就労実績のない就労移行事業所につきましては、平成２６年度の目標として、就労実績のない所はゼロにしようという目標を掲げております。それに対しまして、平成２５年度の実績率については２５.４％となってございます。

　続きまして、先ほど目標値に対して実績ということでしたが、５ページ以降、点字版では９ページ以降となりますが、ここからはサービス見込量に対する実績についてご報告申し上げます。

　まず、居宅介護等の利用実績については、平成２５年度の見込量に対して、実績はおおむね見込みどおりということでございます。

　その下、短期入所の利用者数、点字版では１１ページでございます。こちらにつきましても、平成２５年度の見込量に対する実績はおおむね見込みどおりということでございます。

　続きまして、６ページの上段、点字版では１２ページ下段でございます。共同生活援助と共同生活介護、いわゆるグループホームとケアホームの利用者数についてでございます。これにつきましては、平成２５年度の見込量に対して、実績については１０割を超えているところで、おおむね見込みどおりと言うところでございます。

　続きまして、下の段、点字版では１４ページ中ほどでございます。相談支援、これはサービス利用計画の作成の実績ということになります。こちらについては、平成２５年度の見込量に対して、実績は３割以下という状況になってございます。

　続きまして、７ページをご覧ください。点字版では１６ページでございます。移動支援事業の利用実数につきましては、平成２５年度の見込量に対して、実績はおおむね見込みどおりでございます。

　続きまして、墨字版の資料は８ページから１１ページになります。点字版では１８ページから３７ページにかけてでございます。こちらについては、ここまでグラフ等でご説明申し上げたところのデータについて、表形式で示しているということになってございますので、後ほどご覧いただければと考えております。

　続きまして、墨字版で１２ページから１４ページにかけてでございます。点字版では３８ページ以降ということになります。こちらについては、人材養成に係る取組状況を示しております。点字版では３８ページ上段でございます。手話通訳者の要請については、平成２６年度の目標値４７０人に対して、平成２５年度の実績が３７９人となっております。

　その下、点字版では３８ページ下段でございます。点訳奉仕員の養成については、目標値７５人に対しまして、平成２５年度の実績は２２人となっております。

　続きまして、１３ページでございます。点字版では３９ページでございます。朗読奉仕員の養成については、目標値７５人に対して、平成２５年度の実績は２６人になっております。

　その下、点字版では３９ページ中ほどでございます。盲ろう者通訳介助者の養成については、目標値４２０人に対しまして、平成２５年度の実績は３６９人となっております。

　続きまして、１４ページでございます。点字版では３９ページ下段でございます。ＩＴサポーターの養成者数については、平成２５年度の目標値が５０人に対して、実績は５９人となっております。以上、計画の主な施策の取組状況について報告させていただきました。

　続きまして、墨字版１５ページから最後の２０ページ、点字版では４１ページから最後の９５ページでございます。これらにつきましては、ほかの分野に係る施策の実施状況を取りまとめております。１５ページ、１６ページ、点字版では４１ページから５９ページでございます。生活場面の｢地域やまちで過ごす｣という項目でございます。こちらは、公営住宅の障がい者向けの募集とか、府営住宅において車いすを常に使用される障がい者向けの住宅建設、そのようなことについて報告しております。

　続きまして、１７ページから１９ページ中ほど、点字版では６０ページから８１ページにかけてでございます。「学ぶ場面」という項目でございます。こちらは教育面、教育現場の教育関係の整備とか、小・中学校における障がい者理解教育の実施などについて報告をしております。

　続きまして、１９ページ中ほどでございます。点字版では８２ページから８５ページにかけてでございます。「生活場面での働く」という項目でございます。こちらでは、企業等での障がい者雇用の一層の促進でありますとか、社会貢献する企業への評価・表彰制度について報告をしております。

　続きまして、２０ページでございます。点字版では８６ページ中ほどから９２ページ中ほどにかけてでございます。ここでは「心や体、命を大切にする場面」という項目でございます。こちらについては、医療的ケアとか、高次脳機能障がい支援などについて報告しております。

　続いてその下、点字版では９２ページ中ほどでございます。「楽しむ」という生活場面で、障がい者スポーツの指導者の養成の実績を報告しております。

　続いてその下、点字版では９３ページ下段でございます。「人としての尊厳を持って生きる」という生活場面でございます。こちらにつきましては、福祉避難所の視点での報告をしております。以上、第４次大阪府障がい者計画と第３期大阪府福祉計画の平成２５年度の実績について報告をさせていただきました。

　続きまして、二つ目の議題であります「第4期大阪府障がい福祉計画」について説明させていただきます。資料については、右肩に資料２と付いているものでございます。点字版では表の１ページからになっております。

　まず、現在の障がい福祉計画がどのようになっているかということを少しご説明申し上げますと、平成２４年度から始まっております障害者基本法に基づく第４次大阪府障がい者計画、これは福祉、就労とか、教育・保健・医療・まちづくり、そのようなさまざまな分野にわたって、長期的な視点から障がい者の全般に関して、基本的な方向を示すという平成２４年度からの１０年計画として策定しておりまして、施策の推進に取組んでいるところでございます。

　また、「障害者総合支援法」に基づく第３期障がい福祉計画は、１０年の長期計画であります第４次障がい者計画の中に一体的に盛り込まれていることとなります。第３期障がい福祉計画につきましては、平成２４年、平成２５年、平成２６年の３ヵ年計画でございまして、この福祉計画で、障がい福祉サービスにおける提供体制の確保という観点で必要な事項を定めていくということでございます。

　今回、時期計画であります第４期の大阪府障がい福祉計画につきましては、現在の計画が平成２６年度を最終年度としておりますので、次の３ヶ年、平成２７年、平成２８年、平成２９年の障がい福祉計画の策定に係る考え方についてご意見を賜りたいというところでございます。

　続きまして、計画策定に向けた今後の予定でございます。点字版では３ページ以降になります。まず、本日、障がい者施策推進協議会を開催させていただいておりまして、第４期障がい福祉計画の方向性や概要についてご意見を賜りたいと考えております。そこでいただいたご意見を踏まえながら、さらに、市町村と調整をし、最終的には平成２６年度の終わりごろ、２月か３月ごろを念頭においておりますが、福祉計画の事務局（案）についてご意見を賜り、平成２７年３月中には第４期の福祉計画を策定するという運びで考えております。

　続きまして、第４期障がい福祉計画に係る第４次障がい者計画、１０年計画への影響についてでございます。点字版では３ページ下段でございます。大阪府におきましては、第４次大阪府障がい者計画と第３次障がい福祉計画、これを一体的に記述しておりますことから、第４期の障がい福祉計画策定にあたっては、冊子全体の修正の範囲と、修正の方針を整理していくことが必要と考えております。今回の修正の考え方を整理しておりまして、その内容については、１ページの表のとおりでございます。点字版では４ページ上段でございます。現在の１０年の長期計画というのは、第一章から第五章で構成されておりまして、そのうち第四章が第３期の福祉計画の数値目標及び見込量についての記載になっております。

　そうしたことから、この部分を次期計画ではすべて書き換えをする。

　次に、第三章では｢地域やまちで過ごす｣、「学ぶ」、「働く」という項目があるのですが、ここについては、福祉計画で記載する内容と深く関わっておりますことから、第４期障がい福祉計画の考え方にあわせて修正する。

　それ以外の部分につきましては、１０年の長期計画のコンセプトを変えずに、策定から３年が経過しておりますので、必要に応じて時点の修正をするというように考えております。

　続きまして、その下、点字版では６ページ中ほどでございます。第４期障がい福祉計画の主なポイントでございますが、大きく３点ございます。まず、１点目はＰＤＣＡサイクルの導入、２点目は成果目標に関する事項、３つ目としてはそれ以外に障がい支援体制の整備とか、計画相談の連携強化・研修・虐待防止、このようなことについて記載するというところがポイントでございます。

　それぞれの３点と内容でございますが、資料２－１をご覧ください。点字版では資料２ー１、１ページ目から２ページ目にかけてでございます。まず、１点目のポイントは、ＰＤＣＡサイクルの導入についてでございますが、第４期障がい福祉計画においては、平成２９年度を目標年度として、障がい福祉サービスとの提供体制の確保に係る目標、これを「成果目標」と読んでおりますが、これを設定するとともに、平成２７年度から平成２９年度までの各年度におきます障がい福祉サービス・相談支援及び障がい支援等の各分野における取組みの状況を分析するための指標、これを「活動指標」と読んでおりますが、これを設定いたします。

　この成果目標については、年１回、時点は３月時点、活動指標については、年２回、９月と３月時点、本協議会のご意見を賜りながら、進捗状況の分析評価を行い、その結果を公表することを考えております。

　続きまして、資料２－２をご覧ください。成果目標に関する大阪府の基本的な考え方ですが、国の基本指針と、昨今の大阪府内の状況を勘案しながら、基本的な考え方を整理しております。

　まず、成果目標の項目としては、大きく４項目ございまして、１点目は施設入所者の地域生活への移行、２点目は入院中の精神障がい者の地域生活への移行、３点目は福祉施設からの一般就労への移行、最後に４点目、障がい者の地域生活の支援となってございます。

　それでは１点目の項目、施設入所者の地域生活への移行であります。点字版では１ページ中ほどでございます。地域移行者数については、国基準に沿った目標設定として、平成２５年度末時点の施設入所者の１２％以上が、平成２９年度末までに地域生活に移行することを最低基準として設定し、この数字を下限として市町村ごとに設定するということにしております。

　次に、点字版では８ページ中ほどでございます。入所者の削減数につきましては、国基準に沿った目標設定として、平成２５年度末時点における施設入所者数が４％以上削減することを府域全体の目標として、市町村ごとに目標を設定することとしております。

　続きまして、二つ目の項目、精神科病院から地域生活への移行という項目でございます。点字版では７ページ中ほどでございます。まず、入院後３ヶ月時点の退院率の上昇については、国基準に沿った目標設定として、平成２９年度における入院後３ヶ月時点の退院率を６４％以上とすることを目標として設定をしております。

　次に、点字版では８ページ下段でございます。入院後１年時点の退院率の上昇については、国基準に沿った目標設定としておりまして、平成２９年度末における入院後１年時点の退院率を９１％以上とすることを目標として設定しております。

　次に、点字版では９ページ下段でございます。在院期間１年以上の長期入院者の減少については、国基準に沿った目標設定とし、平成２９年度末における長期入院者数を平成２４年度６月末時点から１８％以上削減することを目標として設定することとしております。

　続きまして、三つ目の項目、福祉施設から一般就労への移行でございます。点字版では１１ページ中ほどでございます。これにつきましては、国基準を下回る目標設定でありますが、平成２９年度末における一般就労への移行実績１５００人以上、平成２４年度時点で１.５回以上ということを府域の目標として、市町村ごとに目標を設定することとしております。

　次に、点字版では１４ページ中ほどでございます。就労移行支援事業の利用者数については、国基準に沿った目標設定としまして、平成２９年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成２５年度末の利用者から６割以上増加させることを府域の目標として、市町村ごとに目標を設定することとします。

　次に、点字版では１６ページ下段でございます。就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加につきましては、国基準に沿った目標設定として、平成２９年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上、具体的に言うと、利用者が１０人いれば３人が就職すると、３割以上の事業者を全体の５割以上にするということを府域の目標として、市町村ごとに目標を設定することとします。

　次に、点字版では２０ページ上段でございます。就労継続支援Ｂ型事業所の工賃の平均額についてでございます。これにつきましては、平成２５年度の実績に３４.２％にした額を下回らない額を基本として市町村ごとに目標を設定することとします。

　続きまして、資料２－３をご覧ください。成果目標の四つ目の項目、障がい者の地域生活支援というところでございます。これにつきましては、障がい者の地域生活支援の機能を持った拠点のイメージということなのですが、居住の場とか、相談できる場所、体験の機会だったり、緊急時の受け入れ、専門性の高い相談や地域の体制づくり、このようなことを集約する、もしくは、既存の事業所のネットワークを組んで機能を分散するというものでございます。そのような機能を持ったものを平成２９年度末までに、各市町村、または各圏域に少なくとも一つ整備するということを成果目標として、新たに設定することといたします。

　最後に、資料２－４をご覧ください。その他の個別施策分野につきましても、障がい支援とか、計画・相談の連携強化・研修・虐待対応、このようなところにつきましては、成果目標という形ではお示しをしませんが、障がい福祉サービスの提供、かつ、確保というようなことで、質的な向上を図るといったところで施策を充実していくことを計画に続けてまいりたいと考えております。以上で第４期大阪府障がい者計画の策定にあたり、大阪府の考え方についてご報告させていただきました。以上でございます。

○会長

はい。ここからは皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。先ほど申しましたように、多くの方々に提案をしていただきたいので、１回の発言は３分以内にまとめていただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。ペーパーを出させていただいておりますので、一番最後のペーパーをご覧ください。

　第４期障がい福祉計画の件ですが、資料１の８ページから１０ページのところですが、サービス業とか、基盤整備の状況、未だに各市町村に大きな較差がございます。特に南の地域がサービスが少ないと言われておりまして、これを総量だけで示すのではなくて、前回、第２期のときもそうでしたが、市町村ごとにサービス種別、障がい種別ごとで進捗状況とか、今回、第４期の数値目標を設定されるのであれば、それを含めて示していかないといけないと思っております。

　９ページのところですが、介護のほうは、行動援護とか、同行援護がまだまだ少ないという話もございますので、サービス種別ごとに示していただきたいと思います。

　グループホームの身体障がいについては、もともと数値目標が低すぎて、国の制度も２００９年から制度化されていますので、高く設定していただきたいと思います。

　相談支援については、達成率が非常に低いと、全国でも４０％、大阪でも２０％ということになっているかと思います。その拡充のための方策も検討していただけないかと思います。研修の拡大とか、育成方策、初度費補助も市町村によってはなされていると伺っていますので、その点はよろしくお願いいたします。

　続いて資料１からずっと続けていいですか。

○会長

とりあえず、そこで区切ってください。データの市町村分布ですね。示してほしいということですね。委員、どうぞ。

○委員

資料５ページの短期入所の数字が目標に達していないと書いてあるのですが、地域生活を重視している施策の中で言いますと、一般的に使えないということが、われわれの間の意見でして、この辺は見込量が進んでいない部分にもつながるのかもわかりませんが、なぜ、そのようなことになっているのか、大阪府として分析があればご紹介していただきたいと思います。

　もう一つ、就労移行支援の実態が４ページで考え方として、目標達成率の悪いゼロの所を開発したいという思いのようなのですが、平成２５年度実績２５.４％ということと比較されておるわけですが、中身の問題が非常に大事な問題で、単に就労移行という言葉がどの程度、就労につながっているのか、これがどのように定着につながっているのか、そこのところをどのように精査していっているのかという問題と、もう一つは、進んでいない所の利用者と、進んでいる所の利用者の成功段階で格差がないのかというあたりを少し確認をしていきたいと思いますので、わかりやすいように教えてください。以上です。

○会長

ほかにご意見ありますか。

○委員

　精神障がい者の退院率のところになるのですが、確認です。資料１の２ページの上の表、資料２の８ページの上段を出していただきたいのですが、資料１では、１年未満入院者の平均退院率が７４％となっているのです。資料の２の８ページを見ますと、平成２９年度における入院後１年時点の退院率を９１％にすると。１年未満入院したということと、入院１年時点でというのは違いがあるのかどうなのか、もし、同じであるとすれば、平成２４年度ぐらいの実績で７４.５％のものを５年後には９１％にするという目標を掲げることはいいのですが、どのようにしてそれだけ引き上げるのか、そのあたりを聞きたいと思います。以上です。

○会長

はい。ほかにいかがですか。

○委員

今、委員が言われました、資料２の８ページ目のところにあります「入院後１年時点の退院率の上昇」のところで、「目標が９１％とする」と。その考え方として、「現在の上位５、５つの都道府県の平均値」と書かれています。これに関しましては、私としては少し疑問がありまして、ご存じのように、平成２６年４月１日から、「精神福祉法」が変わりまして、個人の退院支援計画をきちんと書くことが病院の義務となりましたので、１年後に入院されている方は、ほぼ現状より少なくなることは見込まれておるという環境がある中で、平成２９年度の調査時点での成果目標なわけですから、現在の数値目標の平均値から出していたのでは、目標と言えないと感じます。

　法改正による義務化されたものを加味すれば、当然、現状が９０％であるとすれば、そこは９１％でなくて、９２％とか、９３％と、もう少し高い目標数値を掲げないと、現場の努力、気持ちが上がらないのではないかという気がします。

○会長

はい。ありがとうございます。ほかにご意見はありませんか。今までいただいた意見について事務局の考え方をお聞きしたいと思います。

○事務局

事務局でございます。

　まず、各福祉サービスの市町村ごとのデータとか、サービス種類ごとのデータがあります。これについてお答えさせていただきます。

　この障がい福祉計画、大阪府全域を見ていくというものでございますが、その分析で、やはり市町村の状況というものをよく鑑みながら、検討すべきでないかというところでありまして、そのような検討をするための資料というようなところで、お示しできるものであればできるだけお示ししたいと考えておりますので、データについては整理をさせていただきますので、後日、何らかの形で委員の皆さまにお示しできるような形で考えております。あと、各委員から、それぞれの施策に係わるようなことでございますので、担当課から説明をさせていただければと思います。

○事務局

地域生活支援課でございます。

　まず、相談支援の充実ということで、先ほど紹介していただいたように、なかなか大阪府においては、サービス等利用計画の進捗が全国平均より低いというようなことで、ここにつきましては、全国的に見ても、大都市圏においては、相談支援事業所の方々が非常に努力いただいているにも関わらず、人数が非常に多いということで、一人つくっても、パーセンテージにすると低いパーセンテージになって、なおかつ、大阪の場合は、サービスの利用者数が伸びているということもあって、一生懸命作っていただいているのになかなか伸びない現状であるということがあります。

　そのような中で、サービス等、利用計画を各相談支援専門員の質的、量的拡大であるとか、実践的な研修であるとかをおっしゃっていただいておりますが、専任者の研修の拡大につきましては、今年度、３機関を指定いたしまして、１１００人ほどを定員といたしまして、昨年度は５８６人の就業者でありましたが、順次、対象拡大を図っているところでございます。

　対象者は拡大しても、実際に業務に就いていただかないといけないわけですので、ここにつきましては、大阪府として養成をするという役割の中で、対象者の拡大に図っていますが、この養成した方々が実際に事業所に働いていただけるように、就業者の状況について市町村にお話をして、特定相談支援事業所の指定権限を持つ市町村に対してフォローアップをして、確実に就業者がその相談支援事業所で働けるように、「フォローアップしてください」というようなことで、市町村さんとの連携を図っております。

　サービス等利用計画の書き方の資質の向上ということで、実践的な研修をということでございますが、なかなか派遣法の中で決まっている初任者研修等の機関を拡大するというのは、非常に難しいことでございますので、そのようなことでは、別の機会として、専門コース別研修というのを実施しておりまして、そのような個別の専門コース別研修で各課題に対してスキルアップを図るべき旨については、専門コース研修で実施していきたいと考えております。

　また、特定相談支援事業所等の指定にあたって、開設等の補助ということでございますが、ここにつきましては、指定権者が市町村ということもございまして、市町村によっては対応していただいている所もございますので、そのような形で地域の実情に応じて、市町村でお考えいただければと考えております。

　あと、精神科病院からの地域移行の数字に関しまして、現計画にある１年未満入院者の平均退院率、平成２４年度実績では７４.５％になっておりまして、新しい計画では９１％になっているので大丈夫かというお話をいただいておりましたが、数値の取り方が違いまして、今の計画では平均退院率となっておりまして、６月の１ヶ月に入院した人その後各月を追っていって、退院した率の平均を出すというのが現計画の出し方でございますが、新しい計画では平均退院率という考え方ではなくて、退院した割合ということで、退院率は実際に１００人入院された人が何人退院されたかという累計で見ていくことになっておりまして、それが３ヶ月時点、１年時点でどうなのかというのを追っているというようなことでございまして、今の計画の出し方ですと、１年未満の入院者が、平均退院率が高くなれば、１年未満ができるだけ短い期間で退院していることはわかるのですが、実際に３ヶ月時点、１年時点でどのようになっているのかが見えない形になっておりましたが、新しい計画においては、それが累計値で、その時点、時点でチェックをするという形になっているということで、資料の出し方が変わるということでございます。

　委員からご指摘のありました新しい計画における数値の出し方について、今の上位５府県の状況についてどうかということなのですが、ここにつきましては、ご指摘がありましたように、今回、精神保健福祉法改正を踏まえ、病院に押し出す役割の人を置くということもあって、そこの部分をどのように国家として動くかということは非常に難しいことでもございますので、ここにつきましては、国の数値資料をそのまま活用して、説明していきたいと思っておりまして、この国の指標どおりにしていきたいと考えております。以上でございます。

○事務局

自立支援課長でございます。委員からご指摘がありました就労実績のない就労移行事業所の関係なのですが、進んでいる所と進んでいない所の差がどうなのかということもあるのですが、きちんと分析ができているということではありませんが、昨年、就労移行事業所について、若干調べさせていただきました。

　傾向ということでご理解いただきたいと思いますが、就労移行で、例えば１０人以上就労実績のある事業所と、今回のように就労実績のない事業所では、傾向としてかなり差がありました。１０人以上出している所につきましては、非営利法人が運営している、利用者が精神障がいのある方が非常に多くて、比較的軽度な方が多いという傾向がありました。

　就労実績のない就労移行事業所につきましては、これまでの社会福祉法人が、昔から経営されている所が非常に多いということと、知的に障がいがある重度な方が利用者として非常に多くいらっしゃるという傾向でして、傾向ということだけしか申し上げられなにのですが、特に就労実績が多い所の傾向で精神の方が多いということにつきましては、想定されるのは、平成３０年度からの精神障がい者の雇用義務化、これを先取りされている企業が非常に多くなっているのではないかと想定される部分でございます。以上です。

○事務局

生活基盤推進課です。委員からいただきましたショート（短期入所）の関係でございます。われわれ短期入所については、市町村で支給決定、あるいは受入業者の調整としておりますので、以前、聞き取り等々という形で状況を確認します。その利用に結びつかなかった要因、大きく２点ございました。１点目が、夏休み期間中とか、休みの期間に利用される方が多いときに、どうしてもキャパ的に対応できなかったのと、もう１点が、以前使った事業所を希望されていて、どうしてもそこが空いていなかったと言う状況がございました。大きい要因が二つございました。

　われわれも、今後とも、定期的にそのような市町村での調査状況を確認しつつ、また、そのような事例等がありましたら、情報としていただければありがたいと思っております。

○会長

はい。ほぼ状況についてはお答えいただいたかと思います。

○委員

すみません。ショートのところですが、事業者ができないということは、それでわかるのですが、事業所数が増えていないというか、その辺のところはどうなのですか。多分、稼働率が低いと思いますが、なぜ、そのようになるのかというあたりを教えてください。

　以前、堺市で確認したところ、「土日とか、休日が詰まっているわけではありません。全体として稼働率が高い所と低い所の施設間の格差が大きい」と説明を受けているのですが、府でも同じような認識なのかどうか。

○会長

事業所数が増えてないというのは、市町村の実情を把握されていないのですか。

○事務局

事業所自体は微増はしております。ただ、今、委員がおっしゃったように、いわゆる使いたいときに使えないというのは、全体の総量が少ない、ある事業所は非常に稼働率が高いのですが、一方、ある事業所はあまり高くないという状況もございますので、われわれとしては、府のホームページにもありますように、全体の事業所、短期入所の数が増えるように引き続き努力していきたいと思います。

○会長

続いていないという議論、もう一つよくわからないのです。事業所が増えていないということ、微増しているということは、なぜ大量に増えないのかという質問だったと思います。

○委員

政策的なものもあるのでしょう。

○事務局

微増というか、今、通常、グループホーム等を新たにつくられるときに、グループホームの定員の１割程度を短期入所に充てるということなので、短期入所だけやられるような事業所がまだまだ少ないということで、全体的に微増で留まっているという状況でございます。

○会長

委員が訴えているのは、それがなぜかと訴えておられて、それが把握できているのですかというご質問だと思います。できるのであればこれだけやりますということですか。

○事務局

　すみません。そのなぜかというのは、われわれもう少し事業所等に働きかけないと駄目だと思っております。なぜつくらないかというところまでは踏み込んで確認しておりません。

○会長

そのようなことですので、きょうのところはいいですか。

○委員

もう一言意見を言わせてください。

　今、グループホームの中にもショートステイと言われていましたが、実際にやっている所があるかどうかわかりませんが、グループホームのような少人数の所で、一部ショートの人が入るというのは、全体の生活がひっくり返ってしまうような実態になるので、多分、これは成功しないと思います。

　一方、これまでは入所施設の１割という処でほとんど義務化してつくってきたわけです。入所施設が増えている間は自然と増えていっていたわけですが、今、入所施設がほとんどできていないという実態の中で、いわゆる単独ショートをどのようにしてつくり出すかを政策的に誘導しない限り、このショートづくりの問題は解決しないと思います。そのような点で、地域生活を大事にするのであれば、ここを充実させないと、家庭での生活は不安定で望めない、安定して地域に暮らすということが望めないことが実態であることは、ぜひ、共通認識してほしいと思います。

○会長

はい。貴重なご意見ということで、ぜひ、市町村と協力して検討を続けていただきたいと思います。先ほどの質問についてですか。どうぞ。

○委員

１年未満退院率と１年時点の退院率の違いは説明されましたが、このような資料を見るときは、過去の経緯を見ながら、目標値がどうなのかと見るわけですから、例えば資料の１のところで、１年時点退院率みたいなものを表として入れていただかないと、突然９１％が良いのか悪いのかわからないと思います。そのような点、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○会長

はい。今の意見はよろしいですね。どうぞ。

○委員

正直申しまして、これまでの議論が空疎に聞こえてしかたないです。なぜ空疎かと言いますと、例えば施設入所者がどれだけ地域に戻れたか、その数値だけは盛んにおっしゃるのですが、先ほどから次の段階で、「それを受け入れる事業所はどうですか」と聞きますと、それについては、「調査はできておりません。答えはできておりません」と言われますと、いったいこの数値、施設から退所した人の割合が上がったとしても、その人たちの受け入れ先がなければ、その人たちが家でぶらぶらしているしかないのです。家族が一生懸命、何か起こらないかと見ているしかないという姿が浮かぶわけです。

　資料２の５ページにあります成果目標｢施設入所者の地域移行一削減数｣とあります。ここに成果目標とした施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、障がい者の地域生活の支援、福祉施設から一般就労への移行と書いてあるのですが、これについては、この方も成果をおっしゃいましたが、それが次の活動指標というところ、この内容については何も聞いておりません。

　いったいどのようにして施設から地域生活に移行した人が、どのように生活していくのかということがわからなければ、この成果が生かされる状況がまったくわかりません。迷子になってしまうわけです。それがわからないから、私は空疎な疑問だと申し上げておるのです。そのあたりはどのようにお考えになっているのか、例えば府自身が各市町村に働きかけて、障がいを持つ人を受け入れるような事業所を指導するなり、あるいは府・市町村でそのようなものを計画するなり、そのようなことをお考えになったことがあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○会長

総括的な意見ということなのですが、新しい意見ということで、また、ほかの方々もご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。

○委員

先ほどの意見の続きで書いている部分もあわせて締めさせていただきます。資料１の１５ページから２０ページは、このような数字の出し方もできればお願いしますというところばかりなので、それぞれの各担当のほうでご検討ください。ただ、高次脳機能障がいの地域移行の受け入れを進めているのですが、府の高次脳の相談支援センターに電話をしたら、「うちの所は、軽度の就労で相談に乗っていますので、重度の人の地域生活の対応は無理です」と言われたりしますので、そのように「軽度に限る」と決めておられるのですか。重度の人、重度の重複の人にきちんと対応できるようにしていただきたいと思っています。

　もう一つ、資料２－２ですが、地域移行と施設の３原則です。これに示されているペーパーは、すでに５月２１日に、市町村に示されております。しかし、これが推進協の場には示されずに、そのまま市町村に提示されてしまって、こちらはそれを知ったので、「それは少しおかしいのではないですか」と言わせてもらってきました。

　きょうの時点でもまったく同じものが配られておりますが、これはすでに市町村に説明して、それで市町村が走っているような話になっています。しかし、きょうの時点でも、案として出されています。

　見直すのであれば、以下の点を見直していただきたいです。事前に推進協で議論して考え方を整理するというふうにしていただきたいと、あわせてお願いします。

　平成２６年度の未達成分を国では１２％に足すとか、４％に足すというふうなことが示されております。しかし、府は国基準から見て、３０％達成しているから、それは足さないでいいということで、今の１２％にすでに含まれているというような話で勝手に示してしまいました。

　また、金剛コロニーの改善も、地域移行を進めようと言っておるのに、それも含んでいるみたいな説明をしてしまった問題があります。金剛コロニーとか、未達成分は足すようにしていただきたいと考えております。

　特に５０２３人の目標、平成２５年の実績数から計算するのですが、第４期計画では、地域移行が６００人、年２００人になります。入所者削減は３年間で２００人、年６６人となります。この間に、入所者削減は１００人ぐらいで推移しておりますので、目標数値が低すぎますので、ぜひとも未達成分は加味するように、この未達成分を加味するというのは国が示しているのですが、府の見解を聞かせてもらいたいです。

　それから平成２６年度見込量を足すということと、コロニー人数を足すということで、それぞれの数字も示していただけたらと思います。

　また、施設入所待機者も増えているように言われていますが、これも市町村ごとの内訳と、市町村ごとの数値目標も示していただきたいと思っております。

　ページが変わりまして、地域生活支援拠点、資料２の③のところです。国の事例が示されておりますが、府では２０人規模の大きなグループホームの設置とか、入所施設の看板書き換えというのではなくて、面的整備型として、グループホームとか、ショートステイとか、各種社会支援が連携できる重度障がい者を受け入れができる仕組みですとか、加算をぜひとも検討していただきたいと思います。

　今、国で議論されております精神科病院の転換問題、大阪府では決してそのような形で設置しないでいただけたらと思います。

　この福祉計画の議論は、最初からあまり示されないできているのですが、１２月にデータが揃って、１月にパブリックコメントを行い、それが終わってから２月に推進協を行うということなのですが、後追い、後追いの議論ばかりで済まされています。１２月にデータが揃った段階で推進協を開いていただいて、委員の意見を聞くようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○会長

お二人から意見を聞きましたが、ほかにございますか。委員からかなり基本的な質問が出ましたが、どのように考えているのかということをお答えいただくのと、委員の細かいことを含めてたくさんの要望、ご意見がありましたが、それについて事務局のお考えをお聞かせください。

○事務局

　事務局でございます。委員がおっしゃるように、成果の報告があるのですが、ここでいう成果目標と活動指標の関係で、「活動指標をきちんと分析しているのか」というご指摘かと考えております。これにつきましては、われわれもまったくやっていないというわけではないのですが、「なるほど」という満足なところまでできているかと言われますと、なかなかまだできていないというのが正直なところであります。この福祉計画は３年後とに策定をしておりますので、その中で成果目標は、もちろん立てられるのですが、そこの成果目標につながる活動指標という各それぞれのサービスメニューごとに、状況でありますとか、そのようなところも見てきておるのですが、今後、この計画をつくる際、成果目標だけではなくて、活動指標も含め、きちんと両方関連つけて、分析をするというようなところに、あらためて取組んでいきたいと思っておりますので、そのようなところをご理解いただければと思っております。

　もう１点、委員がおっしゃっていた「地域生活移行の数値目標はもう少しがんばれるのではないか」というご指摘かと思っておりますが、これについては、国の基準に沿った目標設定としているので、今回、お示しをさせていただいているのですが、まったく国の言っている通り１２％で良いのかどうか、そこを考えずに１２％と言っているわけではなくて、それについては、これまでの大阪府の状況とか、金剛コロニーの再編整備という状況にありますので、そのような要素、金剛コロニーの部分でありますとか、民間施設の地域移行の状況でありますとか、また、ショートステイが少ないというようなところで、ショートステイをどのように確保していけばいいのか、そのようなところも鑑みて、このようなところの要素を鑑みますと、国が言っている１２％という数字というのは、大阪府でもかなり妥当ではないかというような判断で、考え方としてお示しをしたというようなところでございます。

　数値目標、成果目標については、大阪府だけで決めるということではなくて、特に地域移行というようなところであれば、平成２４年度から地域移行・地域定着支援というのが個別給付化されて、市町村でしっかり取組んでいただくというようなところもありますので、国の指針に沿った形で、そこは市町村のほうできちんと状況を把握して、数値を積み上げていっていただくということで、その際に、一定の目安になるという考え方というのを示しておるというところでありますので、これを下限として市町村でしっかり取組んでいっていただきたい、それに対して府では何らかの支援というものをやっていくべきところがあれば、やっていくということで、このようなところで考えてございますので、ご理解のほうお願いしたいと思っております。

○会長

あともう一つ、数値目標については、できるだけ早めに推進協で議論、検討の場がほしいという話もありましたが、それについてはどうですか。

○事務局

　基本的に障がい福祉計画というのは、市町村の障がい福祉計画で掲げられた数値を積み上げていって作成するという性格のものでありますことから、今後どのようなスケジュールになるのか、そのようなところ、また、今日いただいたご意見も踏まえて、市町村とも調整していきたいと考えております。

○委員

少し加えさせていただきます。事前に議論もしないで市町村に示してしまわれて、また、終わってからも市町村の数字を集めて、それを表すだけみたいな話になっているのかと思いますが、事前にもう１回議論いただきたいと思います。

　資料２－２で書かれてある「国の基本指針で示された数値は上回るから、それで足さない」と書いてしまっているのです。金剛コロニーも１２％に含まれるから足さないからと書いてしまいました。ただ、金剛コロニーは、この前の基盤課の議論でも、ぜひとも市町村にしてほしいということで足すことになっていると聞いています。しかし、平成２６年度の未達成分は、「国の目標数値で読み込んでもらって、それを達成しているのならいいよ」と国も考えているとおっしゃったのですが、きのう、国に確認させていただきました。厚生労働省の係長に確認をしましたら、「平成２６年度の未達成分というのは何を指すのか。これは国の数値目標を指すのか、自治体の第３期計画の数値目標を指すのかどちらですか」と聞いたら、「自治体の第３次目標の数値目標の未達成分です」とはっきりおっしゃいました。ここの部分も、府が勝手に独自解釈をして、このように市町村にミスリードをしてしまったという問題です。

　これはもう１回、あらためて平成２６年度の未達成分を足すことと、金剛コロニー分を足すことを含めて、市町村に急いで周知し直していただいて、それで数値目標をきちんと表していただきたいと思いますが、いかがですか。

○会長

どうでしょうか。今の意見について、どのようなご理解ですか。

○事務局

　事務局からお答えいたします。こちらの左側に書いてある国の基本指針というものにつきましては、国が次期障がい福祉計画を定めるにあたって、「この基本指針を参考にしながら、障がい者福祉計画を策定してください」という位置づけの指針という形となっております。

　この基本指針を踏まえまして、大阪府として判断させていただいたということで、その判断というのが、未達成分につきましては、国の基準は満たしていることから、今回には加味しないという判断をさせていただいたという経緯になっております。

　先ほど来、委員から、５月に基本的な考え方を先に示したというご発言をいただいておりますが、今回、このような形で基本的な考え方を推進協にお示しする際には、あまりにも現実離れした案をお示しするわけにもいけませんので、そこは５月の段階で基本的な考え方のたたき台というものを市町村にお示しさせていただいて、市町村とこれまでヒアリング等を行って、調整した結果、現実離れした案でないものを推進協にお示しできる案ができましたので、今回、お示しさせていただいたという経緯になっております。以上でございます。

○委員

現実離れした要求をしているつもりはありません。今、推移をきちんと見て言っています。しかし、国の指針と束ねるならば、それは事前に委員に図って、それでいいかということを議論されるのが筋ではないですか。それをなさらないで、このようにリードされてしまったのであれば、「国の指針と違う」ということを「国の指針どおりにやることもできる」とあらためて周知いただきたいと存じます。そのことも含めて検討いただけますか。あまり時間を取ってもほかの委員さんに迷惑ですので、お願いいたします。

○会長

懸案事項とさせていただいて、また、後でご意見がありましたら、事務局からいただきたいと思います。

　計画に関して１時間あまりご意見をいただいたことになるのですが、また、どうしてもこのような意見が言いたいということがございましたら、いただきますが、もう一つ大きな議題がありまして、「障がいを理由とする差別の解消の取組み」の部会報告となっております。できるだけ適切な時期に計画の審議については終わっていただきたいと思いますが、ぜひともご意見が言いたい方はいらっしゃいますか。はい。どうぞ。

○委員

ご説明とか、議論の中でも児童のところについては、あまり注目がされていなかったというか、弱かったような気がするのですが、市町村事業ということで、府の役割というところは少しそこが弱かったのかと思うのですが、１１ページの参考の障がい支援サービスのところで、放課後等デイが、サービス見込量の約２倍ということで、非常に増えていますので、地域の実態というものを見ていましても、就労する親が増える中で、障がい児を放課後に受け入れる所がないということで、非常に放課後等デイのニーズが伝わらないと思いますが、実態としましても、支援学校の在籍児童数の減少と反比例して非常に増えてきて、府下でも、大阪市内でも支援学校が倍増計画で増えていますが、今、支援学校が終わる時間に、放課後等デイサービスの事業所が直接迎えに来て、子どもさんを預かるという状態で、比較的設置基準を満たしていれば、今までそのような障がい児を受けいれたことがない、例えば不動産業であるとか、そのような全部が全部ではないと思いますが、営利目的のような形で開設されている放課後等デイサービスもあります。

　親としては、放課後に預かってもらう所がないということで、子どもさんに障がいがあるのでなかなか一般の所では預かってもらえないということで、放課後等デイサービスを利用せざるを得ないという実態ですが、その中身は非常に差があって、実態をもう少し府として捉えていただいて、これほど増えているということは、見込量をより実績が上回っているから良しとするのではなくて、この短期間にこれほど増えているということは、当然、質がどうなのかということがあると思います。障がいがある子どもは、自分たちで言えません。ぜひ、そのような実態を府として把握していただきたいと思っております。

　また、同時に計画相談の所でも、児童の計画相談を立てる事業所が非常に少ないです。その中で、計画相談を立てるだけでもなかなか間に合っていない中で、本当にしたい相談です。日々、障がいの子どもさんを抱えていて、対応に困っていらっしゃって、したい相談がなかなかできないという現況にもありますので、障がい児のサービスについても議論していただきたいと思っております。

○会長

はい。障がい児については、十分に取り上げられてないのではないかというご意見だと思いますが、いかがでしょうか。もし、これについて事務局のほうでご意見があるようでしたら、ちょうだいしたいと思いますし、もう少ししっかりやってほしいという要望でもありますので、それも含めていかがでしょうか。

○事務局

　地域生活支援課でございます。現在、放課後デイサービスについては、おっしゃるようにニーズが高くありまして、府としては、指定の拡大に努めてきているところでございます。今後については、おっしゃっているように、質の担保というところも大切な課題だと思っておりまして、今般、国において、今年度中に放課後デイサービスに関するガイドラインを策定する予定と聞いておりまして、今後、府としても、これらのガイドラインの状況も踏まえまして、事業所に対する指導等について行うということです。

○会長

よろしいですか。これがお答えでした。今後、がんばりますという言葉もいただきました。はい。どうぞ。

○委員

自閉症の子には、重い子も軽い子もありますが、問題行動を起こす子どもが多くて、それを対応してもらうために小さいときは療育ということで、大きくなってからはなかなか療育する所もないので、居宅支援とか、ショートステイで親がレスパイトしていただいているところが多々あるのです。

　今の所では、先ほどもショートステイではなかなか受け入れていただけない所は、私たち、問題行動が多かったら、やはり施設としては受け入れにくいということでお断りされる場合もあるので、親としては辛いのだと思っております。

　今の委員のおっしゃっている放課後デイサービスのほうでも、やはり問題行動が出てきますと、親御さんにしんどい面が出てきますので、できましたら、いろいろな所で小さいときから支援していただくことで徐々に良くなって行くと思います。親もそれに応じて学んでいって、障がいに対して努力して育てていくつもりでおりますので、その点をご配慮いただいて、よろしくお願いいたします。

○会長

計画に関する審議は最後にさせていただきたいと思いますが、あと時間が４０分ぐらいしかなくなってしまいましたので、次の議題の議論する時間も確保したいので、よろしくお願いいたします。

○委員

手短に申し上げます。私はこの会の委員ということで、おそらくこの中で最も古株の一人だと思っております。相当長い期間、この会に出席させていただいておりますが、障がい者の施策が良くなったという実感を最初に出席したころから今日に至るまで持っておりません。ぜひ、少しずつでも動いているところを行政のほうで見せていただきたいと思います。最後はこのような問題が解決できるのは、行政がどれだけ率先して引っ張っていってくださるかということだと思います。感想ですが、そのように思っております。

○会長

では、計画に関する検討・審議についてはこれで打ち切りにさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

　それではもう一つの議題であります「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み」についてご議論いただきたいと思います。部会長の関川委員からご報告いただけますでしょうか。

○部会長

それでは「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み」について、提言を取りまとめましたので、ご報告させていただきたいと思います。

　まず、この間、９回の部会を開き、積極的なご意見を部会員の方々からちょうだいでき、今日、このような形で報告書を取りまとめることができましたことにつきまして、あらためて感謝申し上げたいと思います。

　さて、内容についてご紹介させていただきますが、資料３で概要版を用意させていただいておりますので、そちらを使ってご紹介させていただこうと思います。

　まず、報告書の概要でございますが、「第１　はじめに」というところで、今回の報告書の作成に向けた背景及び府のこれまでの取組み、現状と課題を載せさせていただき、この間の部会の検討経過をご紹介させていただいております。「第３」「第４」で、「ガイドライン作成のあり方」について報告をまとめております。「第３」につきましては、「ガイドラインで取り扱う障がいを理由とする差別の検討」と、「第４」では「ガイドラインの機能の検討」でございます。その上で、「第５」として「相談体制及び紛争防止解決の体制整備のあり方」を検討した上で、「第６」で取りまとめをさせていただいている次第でございます。

　それでは、「第１」からその内容についてご紹介させていただきたいと思います。点字版では１ページになります。「障がい者の権利の実現に向けた国の取組み状況」でございますが、昭和５６年「国際障害者年」をはじめとして、障がい者の権利保障に向けた取組みが国際的に進んでいます。

　平成１８年「障害者権利条約」が国連で採択されました。その後８年かけて平成２６年、今年初旬にようやくわが国はこの条約を批准できました。この間、国内法の整備といたしましては、平成２３年に「障害者基本法」の改正で「障がいを理由とする差別の禁止」を明記いたしました。さらに、これを受けて、平成２５年に「障害者差別解消法」を制定することができました。この法律の施行は平成２８年４月でございます。

　この間、大阪府の取組みといたしましては、障害者基本法の改正を受けて、平成２４年に、「第４次大阪府障がい者計画」の策定において、基本理念「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」というものを掲げ、同時にそこにおいて「社会的障壁の除去・改善、障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」を明記し、計画をまとめております。

　これを受けて、平成２５年には障がい者に対する配慮や工夫の事例を募集、公表し、啓発活動にあたってまいりました。ただ、平成２５年の法改正を受けて、今日の現状と課題といたしましては、依然として障がいを理由とする差別についての理解不足等により、障がい者が生活の中で嫌な思いをしている。差別を受けたと感じている現状がございます。

　障害者差別解消法に差別の具体的な規定はございません。何が差別に当るのかわかりやすい物差しが必要だと考える次第でございます。同時に嫌な思いをした、差別を受けたという方が、どこに相談して、どのように解決すればいいのか、法律上の規定はございますが、府としてその体制整備に具体的に取組む必要があると考えて、報告書を取りまとめさせていただきました。

　検討経過につきましては、ご案内のとおり、この協議会で平成２５年１１月に、「差別解消部会」を設置していただき、障がいを理由とする差別の解消について、調査、審議してまいりました。この部会につきましては、障がい当事者団体の方々、教育、医療等の関係者、学識経験者が委員として参加してご意見をちょうだいいたしました。

　開催状況につきましては、部会が設置されました平成２５年１１月から平成２６年９月までの間、９回の部会を開催し、今日、このようなかたちで報告書を取りまとめることができたわけでございます。

　この間、平成２６年３月におきましては、これまでの議論の整理を取りまとめし、この協議会でもその内容をご紹介させていただいて、これまでの議論の整理、取りまとめを基に、さらに、部会を重ね、ようやく平成２６年９月に、提言の取りまとめとなりました。１０月の本日の障がい者施策推進協議会で、この報告書をご承認いただけたならば、会長より、府知事に提案させていただく運びになっております。

　具体的な検討事項といたしましては、２点ございます。何が差別に当るのかについての府民共通の物差しとなる「ガイドライン」の策定のあり方について検討すること、もう一つは、障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争の防止・解決の体制整備」のあり方でございます。

　検討の過程におきましては、条例化の必要性についても意見が出されていました。その内容についても報告書で取りまとめてご紹介させていただいております。

　「第３」、点字版では４ページになります。ガイドラインの策定のあり方については、「第３」では、ガイドラインで取り扱う障がいを理由とする差別の検討について取りまとめております。

　最初に、府で、差別と思われる事例の募集をさせていただきまして、府民の方々から、691件の事例が寄せられました。募集では障がい者団体の方々にご協力いただきまして、ありがとうございます。あらためて感謝申し上げたいと思います。

　この６９１件を分野ごとに整理させていただいて、「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」と考えられるものと、「その他」に分類いたしました。

　そして、ガイドラインで取り扱う内容を、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の事例について分類し、検討してまいりました。

　対象分野は、府民の生活によく関わる８分野に整理させていただいて、①商品・サービス、②福祉サービス、③公共交通機関、公共的施設・サービス等、④住宅、⑤情報・コミュニケーション、⑥教育、⑦医療、⑧雇用について整理させていただきました。

　これらの事例を基に、ガイドラインを検討してまいりまして、ガイドライン策定にあたっての基本的な考え方をまとめました。

二つございます。一つは、障がい当事者や関係事業者等の意見を幅広く聞いて、わかりやすいガイドラインを作成しようということが第一点でございます。

　二つ目は、当面は大きな枠組み作る、相談事例における解釈事例を積み上げて、今後、より細かな個別事例にも対応できるようにするということが確認されました。

　ガイドラインを、それぞれの分野ごとにさまざまな場合を想定して細かに作っていくということについては、今回、与えられた時間の制約、手元の情報の制約もございましたので、今回は大きな枠組みということで、ガイドラインを取りまとめさせていただきました。

　次に、ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の内容として、まとめさせていただいております。

　「不当な差別的取扱い」について、大きな枠組みとして定義させていただいておりますのは、「障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること」と取りまとめさせていただいております。

　その上で、①の商品・サービスの分野から⑧の雇用に至るまで、各分野ごとに不当な差別的取り扱いの内容並びに差別となり得る事例を記載することにいたしました。

　また、事例を基に、正当な理由と考えられる場合の例示について検討いたしました。

　「合理的配慮の不提供」につきましては、障がい者から何らかの配慮を求める意思表示、意思表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害することと定めました。これにつきましては、各分野ごとに望ましい合理的配慮の事例を記載いたしました。

　「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」以外の、「その他」の事例といたしましては、私人の行為、虐待、制度やサービスのあり方の見直しが必要なものが含まれておりまして、これらにつきましては、今回の障害者差別解消法が対象としていないものとして、今後、啓発活動などを通じて対応していくことを確認した次第でございます。

　その他、留意事項といたしましては、このようなガイドラインのベースには、やはり啓発、障がいに対する基本的な理解を進める取組みを充実することが大切であるということです。

　雇用分野につきましては、それに該当する事例を数多くいただきましたが、すでに改正障害者雇用促進法に基づいてガイドラインが検討され、紛争解決の体制もそこで協議されておりますので、今回は、改正障害者雇用促進法での対応に委ねることとし、ここでは検討しないという取扱いにいたしました。

　ガイドラインの「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」に関しましても、国の動向等を踏まえ、今後の状況に応じて、適宜、見直しを行う必要があるということで一致いたしました。

　裏面にまいります。策定時期につきましては、平成２８年４月の法施行の前に十分な周知期間が必要なため、平成２６年度内を目標としてガイドラインの取りまとめが必要であると考えております。

その下に、例としまして、商品・サービス分野における差別的取扱いの内容、差別となり得る事例、合理的配慮の不提供に関し、望ましい合理的配慮の取組み例など、具体的にご紹介させていただいております。

　次に「第４　ガイドラインの策定のあり方②　ガイドラインの機能の検討」について、ご紹介いたします。点字版では７ページの下に書かれている部分でございます。

　ガイドラインの機能といたしましては、二つございます。一つは啓発でございます。もう一つは、差別的取扱いを受けたときに個別に判断していく体制を整備し、ガイドラインを、差別かどうか判断する規範性のあるものにすることとしております。

　事業者含め府民に対して、不当な差別的取扱いの個別事例の判断する拠り所となる考え方や望ましい合理的配慮の事例を、広くガイドラインを通じて啓発していくことが一つの役割だと考えております。

　それとともに、ガイドラインは紛争解決の一つの判断基準として、規範性を持たせるものとして考えました。

啓発と規範性は、互いに矛盾するものではなく、二つが重要であると考えて、ガイドラインの内容についても整理、取りまとめをいたしました。

あわせて事業者含め府民に対して、ガイドラインの内容とともに、共生社会実現のために、広く障がい理解を深めていくことが重要であるということも確認しております。

　条例の検討につきましては、「条例を制定するべし」というご意見と、「もう少し議論が必要である」というご意見をいただきました。最終的には、９月に報告書の取りまとめというデッドラインがある中で、どのような条例を作るべきかということにつきましては、部会では最終的に意見がまとまらないということになりました。

　「ガイドラインは、条例等を根拠とする実効性のあるものとするべき」、「事業者としても条例により内容が明確化されているほうが利用者に説明しやすい」、「条例自体が障がい理解の手段になり得る」というご意見をいただきました。

　同時に、どのような条例が必要なのか、もう少し議論が必要であること、条例の内容につきましては部会の委員の方々の思い描く内容はそれぞれであり、その調整が必要ではございますが、私たちに与えられた役割は条例の内容を議論することではなく、ガイドラインの内容を議論することだと考えて、「もう少し議論が必要だ」という意見となりました。

　さらに、条例は、議会に理解が得られるように内容をしっかりしたものにする必要があるということや、あるいはガイドラインと違って条例の記載内容には制約があるという意見があり、部会では、今後、障害者差別解消法が制定された状況を踏まえて、引き続き条例化に向けて、検討することが必要であるということでまとまりました。

　次に、「第５　相談、紛争の防止・解決の体制整備のあり方」についてでございます。点字版では９ページ以下になります。

　府における体制整備でございますが、相談体制につきまして、障害者差別解消法では、紛争の防止解決については既存機関を活用していくことが確認されております。府内では、府はもちろん市町村において、障がい福祉の分野はもちろん人権、消費生活、住宅、医療、女性、雇用・就業・就労、教育分野で相談業務が行われているほか、障がい当事者団体においても相談業務が実施されていることを踏まえ、それらがそれぞれの市町村で相談を受けるということを前提にして、府としてどのような役割を担うべきかという議論をいたしました。

　府は広域的な立場から、市町村等地域の相談活動の支援する仕組みが必要であるとして、専門的、中立的な立場から、地域での解決が困難な事案に対しては、府として、それが差別に当たるのか当たらないのか、最終的に判断する仕組みが必要であると考えました。

　相談、紛争の防止・解決の体制整備は、三層構造を描きました。最初は市町村レベルの相談機関で受け付けていただいた上で、市町村の相談機関で解決困難な事例については、府が事案の解決に向けて支援をする仕組みが必要であると考えました。それが地域の相談活動を支援する仕組み、これが第二層で、この部分に府が積極的に関わるということでございます。府は、専門性を有する人材を配置して、困難事案についての助言・調整等を行い、地域の相談事案の解決を図るということでございます。

　個別の相談事案の内容に応じて、それぞれの分野に対応したより専門性の高い人材を活用して、調査を行い、話し合いの場を作り、紛争解決に向けた調整をし、例えば合理的配慮であれば、「望ましい事例としてこのような対応を、普段、他の事業所では行っているので、御社においても検討いただけないか、努力義務の範囲内で対応してほしい」という調整を、ここで行います。

　それにも関わらず、地域での紛争が解決できない場合につきましては、最終的に府が、その事例が差別にあたるかどうかガイドラインに即して判断する仕組みが必要だということで、地域での解決が困難な事案に対する仕組みを考えました。

　これは、学識経験者、当事者、事業者等で構成する合議体を府に設置して、そこで関係者等の意見を聞きながら、不当な差別的取扱いに係る事案について、助言やあっせん案の提示を行うというもの。最終的に差別かどうか判断を行い、紛争の解決に向けた助言・あっせんを行うというものでございます。

　合理的配慮の不提供の事例につきましては、ここでは対象にしておりません。これにつきましては、合理的配慮の不提供の事例は個別性が非常に高いこと、事業者につきましては障害者差別解消法で努力義務になっていることなどを踏まえ、今後、地域の相談活動を支援する仕組みで挙がってきた事例を検討しながら、国の動向等を踏まえ、対象とする事案の取り扱いについて、引き続き検討課題としたいと思っております。

　合理的配慮の不提供につきましては、個別性が高いことから、紛争を未然に防止するということで、望ましい事例の提案であったり、地域の相談活動を支援する仕組みの中でのあっせん・調整で対応していく。事業者における合理的配慮に係る積極的な取組みを一層促す仕組みを検討してまいりたいと思っております。

　障害者差別解消支援地域協議会につきましては、法律により定められておりますが、これにつきましては、その具体的な内容が未だ十分に示されておりませんので、国の動向を踏まえつつ、設置に向けた検討を行いたいと考えております。

　条例の必要性の検討については、体制整備やその権限の根拠として条例が必要かどうか、検討してまいりたいと思います。

　最後に、「第６　まとめ」でございます。点字版では１２ページ以下になります。あらためて、報告書の基本的な考え方、取組みの基本的理念、取組みの原則、取組みの３本柱ということで整理させていただいております。

　取組みの原則につきましては、６項目挙げています。この原則に基づいて、平成２６年内を目処にガイドラインをつくること、相談、紛争防止の解決の体制整備を図っていくこと、また同時に障がい理解を深めるための啓発活動の促進に取組むということを、取組みの三本柱といたしました。

　今後につきましては、条例化のこともございますので、適宜、部会において、国の動向を踏まえながら、あらためて、条例化が必要かどうか検討を行っていくことにしたいと思います。以上、報告書の内容でございます。

○会長

　はい。残り時間も少なくなってきました、ただ今のご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。はい。どうぞ。

○委員

　はい。部会での１年近くの議論、ご苦労さまでした。ただ、９月３日と１１日に、提言案が示されたのを見て、こちらの方でもかなり驚いたこともありますので、事例に沿って言わせてもらいます。

　今回の部会で、正当な理由の一般論化を大阪府として記載しようとしたということですが、この正当な理由がある事例というのは、差別してもよいとされる、言うなれば差別容認事例と捉えられる危険性が多分にあるものでございまして、正当な理由というのは、本来、国で言われているのは、事業所サイドに立証責任があって最終的には個別に判断するということを、行政がわざわざ示そうとした問題です。

　これを示そうとしたのはなぜなのか。これを示してしまうのは、絶対にやってはならないことだと私どもは認識しておりますが、そのような認識は府になかったのかと思って驚きました。

　正当な理由で、一般論化で挙げられていた事例を少し申しますと、｢車いすで施設や車両にキズをつけてしまう可能性が高い場合｣とか、｢車いすでは中に入れない住宅｣とか、あるいは｢パニックを起こし診療で傷つけてしまう場合｣とか、そのほかにも登山などで医師の診断書を求めるとか、住宅の利用にあたっても成年後見の利用をさせるとか、方法を逸脱するような事例がどんどん特化されていました。それを見て、こちらでは大変驚いたわけです。

　これらは、いずれも障がい者が今までずっと差別、排除される理由として言われ続けてきたことです。それをあえて行政が示してしまえば、「差別、排除していいよ」と行政がお墨付きを与えたということになりまして、差別解消どころか、差別をどんどん拡大するということにもなってしまいます。ガイドラインそのものを台無しにしかねないとこちらの方では捉えました。

　事例は、いろいろ委員さんからの問題提起もありまして、随分、削除されていったのですが、途中段階では、タイトルだけは残すという話になっていました。

　最終的には、２３ページのところで、｢生命または身体の保護のためやむを得ない場合｣｢建物の基礎的な構造上やむを得ない場合｣｢法令その他で特別の定めのある場合｣と３点のみが正当な理由があると考えられる場合として、府が「そうです」と言い切ってもいけないですから、考えられる場合として、例として表記されると思います。

　ただ、身体・生命に危険がある場合ですが、障がい者自身が一番自分の体・生命を大事にしたいと思うのは当然です。どのように考えても無理な構造の建物に、日々生活がしにくいのに、そのようなことを要求するだろうか、あるいは法令違反してまで障がい者が無理に要求することなどありません。しかし、そのような事例を挙げること自体、そこまで障がい者は無茶を要求してくるのかと捉えられかねないです。ある意味、障がい者に対する、あるいは障がい者の生活に対する理解の欠如を露呈しているものだと捉えています。

　そのように縮小されていったのですが、提言では８ページと２２ページに表記が加えられました。最後の段階、１２日が終わってから府で加えられました。｢正当な理由と考えられる場合を例示して記載する。わかりやすいガイドラインとして事業者も含め府民に理解してもらえるように記載内容を検討する｣と書かれました。これも部会が終わってから、府が勝手に加えたことです。この部分は何を書こうとしているのですか。また、「車いすで傷つけてしまう場合」とかを列挙するつもりですか。そのようなことは一切やめていただきたいです。

　７ページから８ページの（ア）のところの「よって正当な理由については」という部分から「留意する必要がある」という部分まで削除していただきたいです。また、２２ページでも（２）の（イ）の部分です。「なお、正当な理由については」のところから「記載内容を検討する」というところまで、ここは削除いただきたいと考えております。

　なお、ガイドラインとか、今後、条例が策定されるかどうかわかりませんが、この正当な理由の一般論化、事例の例示、これはある意味で、事業者が懸念する、心配するから、わかりやすいようにと、あえて府が示そうとしたのだと思います。部会の議論でも差別事例だと思ってみんな挙げているのに、「正当か、不当か」を議論するような、正当な理由を出すために議論を積み重ねてきました。そのようにすること自身が問題です。これからガイドラインとか条例では、正当な理由の一般論化とか事例の例示は決して表記しないでいただきたいです。

　相談・紛争防止の体制整備ですが、これについては、府に専門性を有した人材配置とか、第三者合議体を設置して、助言やあっせん案の提示を行うとされました。ただ、その具体イメージはまだまだ煮詰まっていません。委員の中でも共有されていないかと思います。どこで合理的配慮を扱うかを含めて、まだ議論が必要だと考えております。

　この第三者合議体は、確かに助言やあっせん案の提示はできるかもしれませんが、条例抜きには、調査、調停、勧告、公表という権限はありません。また、障害者差別解消支援地域協議会の取組みも報告が中心と聞いております。個別の案件は取り扱えないということですので、これは、条例抜きには、「このようにしたらどうですか」というアドバイスは既存の相談機関にできたとしても、調査したり、調停したり、勧告というような権限までは持ち得ないので、条例の策定とあわせて、体制の整備を検討する必要があります。条例抜きに、先に中途半端な体制を作らないでいただきたいと思います。

　早速、条例の中身と体制整備をあわせて検討する部会を設けて、具体的な内容について詰めていただきたいと思います。以上です。

○会長

　はい。そのほかどうですか。どうぞ。

○委員

　今の委員の説明ですが、私は資料は読めないので、今、あなたがどこからどこまでを削除していただきたいと述べたその中身について、説明してください。

○委員

　はい。

○会長

　では、お願いいたします。

○委員

　点字版は配られていないのですか。

○委員

　そんなに早く読めないですよ。あなた、指で読んだらどれぐらいの時間がかかるかわかりますか。

○委員

　８ページのところを申し上げます。８ページで削除すべきと言ったところを読ませていただきます。「よって、正当な理由については、一般論化として記載するのではなく、正当な理由と考えられる場合を例示して記載することが適当であると考えられる。その際、ガイドラインが府民にわかりやすいものとなるように、かつ、記載された内容が誤解を与えないように留意する必要がある」というところです。これは７ページの（ア）ガイドラインで取り扱う不当な差別的取扱いの内容という説明のところの一番末尾の部分です。

○委員

　もう１ヶ所お願いいたします。

○委員

　はい。もう１ヶ所申し上げます。２２ページ、点字版では５６ページから５７ページと記載されています。これはガイドライン策定の総括のところの（２）記載にあたっての基本的な考え方の部分です。（イ）の部分で、「なお」というところからです。「なお、正当な理由については、個別、具体的であることから、一般論化として記載するのではなく、正当な理由が考えられる場合を例示して記載する。その際、わかりやすいガイドラインとして、事業者も含め、府民に理解してもらうように記載内容を検討する」とあります。これではガイドラインの中に、正当な理由の一般論化でないにせよ、具体的な事例をガイドラインの中に盛り込もうとしているように見えるので、そのように皆さんは求められていなかったと思いますので、削除いただきたいと申し上げたわけです。よろしいでしょうか。

○委員

　はい。趣旨はわかりました。

○会長

　はい。どうぞ。

○委員

　今のご意見で気がついたのですが、「正当な理由を例示」という言葉、仮に正当な理由を挙げるとしても、例示はしてはいけません。例示というのは例を示すわけですから、それを基に拡張して解釈したり、類推して解釈したりすれば、書かれている以上のものがこれに含まれるという可能性があります。もし、正当な理由を挙げるとすれば限定的列挙であるはずです。限定的列挙というのは、「この場合には」ということですので、制定される場合をきちんと挙げて「これに限る」という意味ですので、例示という言葉は絶対いけないと思います。

○会長

　はい。いろいろアドバイスいただきましたが、どうぞ。

○委員

　差別解消に関しては、基本的には原則フリーであるべきで、特別な事情があるから合理的配慮という言葉が出ているのだと思います。しかも、合理的配慮ということについても、工夫なのです。福祉のまちづくり条例ができたときに、ほとんどの方が、「実効性がない」とおっしゃっていたはずだと思います。でも、この近くの天満橋の駅などは、下りの一番大事な柱はどうしても潰せないけれども、その周りを螺旋系に回るような形でスロープをつけた。大阪市営地下鉄などは、誰も思わないような所にきちんとスペースを作って取り付ける。駅で、危険だから、車いすでこの幅では通りにくいからということであれば、それは不可能です。しかし、それを工夫して、きちんと通路を確保して使えるようにしています。

　基本はできるだけ自由にやるということ。これは事業者であっても国、公共機関であっても同じだと思います。そこのところ、最初の原点のところ、これはガイドラインを作ることに向けての意見提示だと思いますが、ガイドラインを作るときに、これが基になりますから、基本はやはり自由で、どのような障がいがある方も共に生きる社会を作って、共に社会で生きていけることを基本にしていただきたいと思います。

○会長

　議事の進行についてですが、予定の４時を過ぎてしまいました。途中で止めるわけにはいきませんので、少し時間延長をしたいと思いますが、どれぐらい時間延長するかによりますが、１５分程度延長させていただくということについて、ご承認いただけますでしょうか。

（　異議なしの声）

○会長

　異議ながなければ１５分ほどを目途に延長させていただきます。はい。また、もう一度ご意見を求めたいと思いますが、今、４人の方々から意見が出ました。ほかにもご意見がありましたらいただきたいと思います。どうぞ。

○委員

　すみません。１点漏れていたのですが、これは大阪府の障害者差別解消法に係る問題だと思いますが、大本は国連の障害者権利条約ですから、やはり国際的にも開かれないといけないし、兵庫の方が大阪に来たら、たちまち判断基準が違うということでも困る。外国の方に対しても、そのことがきちんと適用されるというようなこともあわせて考えておかないと、大阪だけが独りよがりでやっていっても通らない話になりますので、そのようなところも目をかけていただきたいと思います。

○会長

　はい。ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○委員

　差別解消部会に参加させていただきまして、皆さんのご議論でいろいろ勉強させていただきながら、まとめさせていただいた一人でございます。３点、補足の意味も含めてお話ししたいと思います。

　一つ目は、先ほど出ておりますガイドラインについて、差別的な取り扱いについてでございます。正当な理由を一般論化するかどうかということで、部会で論議をして、「一般論化はしない」というかたちになりました。正当な理由が考えられる場合というかたちで、限定的であり、しかも例外的にあるものだと議論を進めてきたと思います。その内容を報告書の文章にしておりますので、「例示」という表現が、その議論の中身として十分と伝わっていないならば、もう少し表現を検討する必要があるかと思いますが、部会の中では、正当な理由は限定的であって、例外的に「この場合は除くけれども」というものだと論議してきましたので、そのような論議であったということを補足したいと思います。

　２点目は、相談、紛争解決の体制整備のところで、大阪府で紛争を解決するための最終的な合議体を作ることで提案をさせていただいております。その合議体のところは、差別的取扱いについては取り扱うのですが、合理的配慮の不提供については個別の具体的な状況があるので、いったん取り扱わないということになりました。ただ、国の方は、相談、紛争解決の機関については法律で定めておりませんので、府の紛争解決の機関として、この合理的配慮の不提供についても取り扱うべきではないかという意見を私は言わせていただきました。

　他府県の条例の状況を見ましても、鹿児島県、京都府とかは「合理的配慮の不提供」は対象にしていないのですが、千葉県、北海道、岩手県、熊本県とか、その他の府県は対象にしているというかたちで、今、取り扱いが非常に割れているという状況です。

　そのような状況でありますので、大阪府としても、このことをきちんと「合理的配慮の不提供」についても、取り扱うかどうか検討すべきであるというかたちで報告書でまとめておりますので、合理的配慮の不提供もあっせんとかを対象にしていくかどうか、今後の状況を見て、引き続き検討していく必要があると思います。

　３点目、条例制定の必要性について先ほどからも意見が出ております。この報告書にも、ガイドラインの実効性を持たせるためにということで、条例の必要性を検討すべきだということで記しておりますし、相談・紛争の防止解決の体制整備のところにおきましても、調査をするとか、あるいは指導をするとか、そのような、相談員がいろいろ働きかけてもなかなか進められないところに、権限を持って出来るようにするとなると、やはり条例が必要だということになりますので、ぜひ、「第４」とか、「第５」、「第６　まとめ」の最後のところに条例化の検討と書いておりますが、ぜひ、今後、きちんと論議していただけるように、この報告書の提言の内容であることをきちんと伝えていただきたいと思います。以上、３点です。

○会長

　はい。ほかにご意見ある方はいらっしゃいますか。

○委員

９回の部会、ご苦労さまでした。報告書の２３ページのところを重点的に挙げます。少し気になりますので、意見を述べます。

　「（３）不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供」の内容というところの（ア）の部分で、「不当な差別的取扱いの一般論化」というところですが、ここは要るのか。ない方が本文としてはすっきり読めるように感じます。

　その上で、その下に書いてある正当な理由と考えられる場合の例として三つ書かれています。

　「障がい者の生命、または身体の保護のためやむを得ないと認められる場合」ですが、これは精神障がい者が保護室などで縛られたりしているときによく使われている文言です。以前などは、洋服で体の自由を羽交い締めにされる場合に使われてきた文言です。

　そこにぴんと私たちの焦点がいきまして、このような表現をわざわざ書かなくても、現状で法令その他の定めがある場合、ほかの法律に基づいての運用とされていることとの関係を書いていただければいいわけで、私たちの希望というのは、せっかく国連の障害者権利条約が出来たのだから、日本の遅れている障がい者の処遇実態も変えていきたいという願いの基、この作業を見つめてまいりました。そのような意味から、他の国においては、精神障がい者の自傷等の行為があったときに縛り付けるというような行為は一切禁止している国もありますので、国際基準というまなざしで見たときには、日本の現状が果たして国際基準に合致しているのかというと、人権上、問題があるという意見を私たちは持っています。文化的なことや障がい者の人権に対する成熟度具合が試されるような局面がこの部分でありますので、そこの部分をあたかも正しいように書かれてしまうということはどうかと思います。このような表現はやめていただきたいと思います。

　２番目の「施設の基礎的な構造上やむを得ないと認められる場合」ですが、これも長年、精神障がい者が民間の病院に対して「鉄格子を取ってほしい」と要望を出してきたときに言われていた言葉です。経営的な側面で鉄格子などを取ることが、「３０００万円かかるから経営上無理なのだ」と言われてしまえば、それ以上、言うことができない関係にあるわけですから、それをあらためて書かれると、経営団体はこれを使うでしょうし、私たち障がい者団体は、さらに、これを使うことができない力関係になりますので、すでに現状でなっている中で、追い打ちをかけるような文言はいらないのではないかという気がしました。どうぞよろしくお願いいたします。

　最後に、条例の中身と体制整備をセットで考えるべきだというご意見には、私も賛成です。

○会長

　はい。それでは部会長の関川委員からご意見いただきたいと思います。

○部会長

　貴重なご意見、ありがとうございました。今、ご指摘いただきました点につきましても十分配慮し、部会委員の意見を取りまとめたものだと考えております。あらためて十分な説明ができなかったことをお詫び申し上げます。

　ただ、私たちの意見といたしましては、正当事例につきましての議論は８ページ、１０ページに取りまとめてご紹介させていただいております。点字版では１０ページ、１１ページ、１２ページぐらいになります。８ページの記載内容につきましては、今、委員がご指摘いただいたとおりであります。それと同じ理由についての部会での意見につきましては、１０ページの（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）を踏まえて取りまとめてさせていただきました。

　最終的には、各分野ごとに、不当な差別的取扱いについての正当な理由について、個別具体的に書くことはしないということを協議して合意しました。

　その上で、２３ページ、点字版では５８ページから５９ページになります。あくまで、障がいを理由として、正当な理由なくサービス提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることの中の判断基準で、正当な理由というものは、判断をする上で重要なファクターの一つになります。

　これもどのように扱うか。一般論化というのは適切ではない。一般論というのは「個別的事情はともかく、通常はこれが正当であると認められるもの」というのが一般論ですので、そのような一般論化をすることは適切ではないと部会では考えました。ただ、その内容については、例えば事業者から「この正当な理由は何なのですか」とか、相談機関が正当な理由についての府としての判断を聞いたときに、それについては、引き続き検討したい、この場では明らかにできないということはいかがなものかと思って、最低限あるとすれば、この三つであろうと考えた次第でございます。ご指摘のとおり、正当な理由が事業者によって、誤って広く解釈されると。例えば今、委員がご指摘された「拘束はいいのだと認めた」と考えられないように、あらためて限定列挙ではなく、この考えられる場合であっても、正当かどうかの判断は、事業主、相手が正当であると考えただけでは駄目なのだ、相手の主観的な判断に委ねられるものではなく相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、かつ、それが第三者の立場から見ても、当該取り扱いがやむを得ないと納得が得られるような客観性を得られるものでなければならないのです。その際、相手方は、正当な理由について具体的に説明を求められるということで、正当な理由があるかないか、説明責任は事業者側にあり、その内容が正当なものであるかどうかの判断は、第三者の立場で、最終的に府が判断するという仕組みで提案させていただいております。

　もし、考えられるとすれば、この３点ぐらいしかないです。それ以外のものは、原則、正当な理由の中には含まれないということを明らかにしたかったということでございます。

　この３点なら許されるのかということについても、そうではないということを報告書で明記させていただきました。

　今後、このガイドラインを基に事業者に対して普及啓発する場合も、この点は十分説明させていただこうと思います。また、相談、紛争の解決においても、この点は十分踏まえて対応していただくように、部会では意見を取りまとめさせていただいております。

　さて、それ以外の部分につきまして、少しお話をしておきたいと思います。このような正当な理由があることが、外国、国際的なスタンダードからどうかという点につきましては、私はアメリカのＡＤＡの法律しか知りませんが、安全性も踏まえて、正当化理由について一般化できるものはありません。ただ、紛争の中では、このような安全性の問題が取り上げられたり、構造の問題が取り上げられたりしていることは事実でございます。その点を踏まえて考えれば、この３点を挙げていることについては、国際スタンダードから見て、決して問題とは考えておりません。

　条例の紛争の解決につきましては、部会の意見とすれば、「条例化については検討が必要だ」ということでまとまっているかと思います。その内容について、例えば議会の議員の方に問われたときに、「その内容については、まだ検討していません」とお答えするわけにはいきませんので、もう少しお時間をちょうだいしたいので、あらためて検討する部会などを設置していただいて、引き続きそれについて具体に検討する必要があるというのが、私たちの考え方でございます。

　紛争解決のあり方について、現状では限界があるというのを十分承知しております。調査をする場合、調査協力義務というものはございません。法律上、調査協力義務は明記されていませんので、「このような相談がありますが、事実関係はどうなっていますか」と言われても、先方が協力していただけなければ、府の方が調査に行っても、例えば門前払いされるということもあり得る話です。「一緒に協議のテーブルで説明していただけませんか」と言っても、呼び出してもそれに応じていただけない場合もあります。第三者合議体で、「これはどのように考えても差別的取り扱いに該当しますよね」と判断しましても、あっせんなどいたしましても、応じていただけなければ拘束力はありません。それについてどのように対応するかも検討いたしました。それらについては、当然、今、法律で想定している権限を越えるものですので、そこの部分について府が対応しようということであれば、改善命令であったり、公表というところまで踏み込んで、第三者合議体が「差別である」という判断と改善命令を出すのであれば、条例が必要になります。それも引き続き検討してまいりたいと思っております。

　ただ、条例を作ってから普及啓発に当るのか、今、まとまった内容で府民に対して普及啓発を最初にするのかというところにつきましては、法施行が平成２８年４月ですので、その前にこのガイドラインをもって、府民の障がい理解を求める啓発活動をすべきということで、今年中にガイドラインを取りまとめたいというのが部会の願いでございます。これにつきまして、事務局よりあわせて、補足して説明いただければ幸いでございます。

○会長

　事務局のほうでいかがですか。

○事務局

事務局でございます。

　本年９月１１日時点で、部会の提言として、そこまでの議論の到達点として、このような提言をまとめていただきました。今後、府としましても、この提言の中で、幅広く、障がい当事者や関係事業者の方々の意見をさらに聞くべしということも書かれておりますので、これに則りまして、さらに、関係者の意見を踏まえながら、今年度内のガイドライン策定、さらには平成２８年４月の法施行に向けた相談、紛争解決の体制整備等、具体化について検討していきたいと思っております。

○会長

延長時間がまいりましたが、再度延長しないと、このガイドラインをどうするかという扱いが決まりませんので、さらに、延長させていただいてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○委員

　まだ、お答えいただいてないですが。

○会長

　少し待ってください。延長するかどうか決めないといけませんので。あと１５分ほど延長ということでよろしいですか。

　これをどのようにするかを決めませんと、この報告書が成立しなくなりますので、そのようなことも含めてご発言をお願いしたいと思います。提案も出てきましたので、提案についての扱いをどのようにするかということも残っています。特に委員からは、削除の動議が出ましたので、これについてどのようにするかも、皆さんの総意で決めなければいけません。条例設置ということが決まるまではガイドラインを出すべきではないというご意見があるかもわかりませんが、そのような意味では、根底から覆ることになりますので、そのようなことも含めてご意見をちょうだいしたいと思います。

○委員

　すみません。答えていただいてない点もありますので、意見を言わせていただきます。

　体制整備については、これから条例を作るかどうかも含めて検討していくので、それとあわせて、拙速に、先に中途半端な体制を作らないでいただきたいということだけなのですが、先ほどの２３ページの三つは、私どもの団体としても意見を出させていただいて、最初は各分野ごとに、すらりといろいろな事例が入っていましたので、それを取って、タイトルも取って、ここに三つだけは、ということで書いていただいたのです。これは結構なのですが、前の２２ページの最後になぜこのように書かれたのかということです。一般論化はやめるけれども具体事例はまだ記載しようと読めますので、ここの部分を削除いただけないかというお願いなのです。これについてはいかがですか。

○部会長

　ご趣旨に沿って、記載内容は検討させていただきたいと思っております。

○委員

それでは修正も含めて検討いただけるということでよろしいでしょうか。

○部会長

　いただいたご意見というのは、部会のご意見と大きく異なるものではございませんので、記載内容については慎重に検討したいと思っております。

○委員

　申し訳ないですが、障がい者が無茶なことを要求することはないのです。身体、生命の保護とか、そのようなことはもちろん自分自身が大事ですので、木造の建物にエレベーターをつけてなどということは要求しません。しかし、このように書いてしまうと、何か無茶な要求をされるのかとか、あるいはすべて排除に使われる事例なのか、具体事例を挙げれば、どちらかしかないと思います。どちらも差別を助長するとか拡大するとかになってしまいますので、一般論化であっても具体事例であっても、それは絶対にガイドラインには記載しないでいただきたいという、立っての願いですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

どうぞ。

○委員

　感想レベルになるので、質問とか指摘とかではないのですが、今日の議論を聞いていて、やはり少し議論不足だという印象は持ちました。ただ、ここに書いていただいているのは、相当議論を尽くされて、１０ページあたりの記述など見ると、非常に苦渋の思いも伝わってくる面もあったので、苦渋の面みたいなところが分かち合える機会を、今後の推進体制の中でどのように作っていくかというのをしっかりと構築していかなければ、長年抱えてきたこのノーマライゼーションの理念とか、私たちが実現したい共生社会の実現にはほど遠いと思います。

　私もＩＳＯ２６０００とか、社会的責任のガイドラインの策定に加わっていたことがあるのですが、７年間討議して、ようやく２０１１年にＩＳＯ２６０００というのが出来て、組織の社会的責任のガイドラインというものを作りました。そこではマルチステークホルダー、いわゆるさまざまな関係者、政府から、企業、当事者、労組から、いろいろなセクターが入って議論を尽くしてきたわけです。そのようにして、さまざまな人権侵害であるとか、本来果たすべき組織の責任というものを討議してきたので、お互いが歩み寄りながら、何とか文言までにたどり着いたということもありました。

　もちろん、普及のために平成２６年度に提言というのは、その方法でかまわないのですが、ただ、普及のために急ぐというよりは、平成２８年度以降に実効性のあるものにしていくためのしっかりとした体制づくりというようなところで、さらに、議論を続けていく、さまざまな人と対話を重ねていく、ということまできちんと覚悟を決めないと、これはなかなか浸透していかないのだろうと印象を持っておりますので、その点も含めて、また、後継的な組織などを作っていくときに、本当にさまざまな人の参加による、対話の場づくりも含め、生活が多様化しておりますのでその点も含めた推進体制づくりというものをご配慮いただければと思います。

○会長

　あとで、これをどのようにするかを決めなければいけないので、ご意見はあと一人に限らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。似たようなご意見は遠慮いただきたいのですが、要するに今まで出た意見は、ガイドラインについて一つ言っているのは「削除してほしい」という要望が出ています。また、「条例設置も含めた検討部会を引き続き準備すべきだ」、「ガイドラインについてももう少し議論する場を作ってほしい」という３点くらいになると思います。それ以外で、今日決めなければいけないということでご意見を求めたいと思います。

○委員

　合理的配慮の不提供というところで、では、合理的配慮とは何ぞやというところについては、多分、部会のほうでもさまざま議論がありますが、個別的なことなので、なかなか定められないところだと思いますが、合理的配慮の不提供も含めたガイドラインを策定するというためには、合理的配慮とは何ぞやということについて、ガイドラインで示していただくほうが、より積極的な意味合いで差別解消につながるのではないのかと思います。

　特に障がいのある方たちが、ご自身で配慮を求める、意思の表明をするということ自体が難しいわけですから。ここを読みますと、「合理的配慮の不提供というのは、求めがあったにも関わらず提供しない場合に」ということが書かれていて、いろいろな意見があって、まとめの意味が、「合理的配慮の不提供」に関しては、分野ごとに望ましい「合理的配慮」の事例を記載するということで、部会では合理的配慮については、ガイドラインを定めずに、事例といったかたちで出すということなのでしょうか。質問です。

○会長

質問は遠慮いただきたいと思います。委員から意見があるので、最後にしたいと思います。

○委員

質問に対しての意見です。

○会長

会議が流れれば、この提言の報告書が流れてしまいます。

○委員

皆さんからいろいろなご意見が出ております。私も部会で長い間、検討してきました。きょうは、いろいろなご指摘がございましたが、これは文言の訂正等で、ぜひともこれで提言として出せるように、皆さんに理解いただくようにお願いいたしたいと思います。私も障がい者の一人として、やはりここで適当でない部分も中にはありますが、ぜひ、提言として出していただきたいと思います。以上です。

○会長

少し整理させていただきたいと思いますが、今まで出てきた意見は、このガイドラインを巡る、機能が文面化したということについて、これは、このガイドラインを出すことによって、府民に積極的に意見を聞けるものにしたいと言ってらっしゃいますし、条例制定についても、他の部会あるいは新たな継続部会を通して検討すると表明されていますので問題はないのかと思います。問題は、委員から「削除提案」が出てきました。これについては、削除するかしないかを決めないと先に進めないと思います。これについてはどうですか。どうぞ。

○委員

私も車いすを使っている一人の障がい者として、社会の差別だとかを現実に感じているのですが、この件に関しては、平成２８年に法律が施行されるということ、それに向けて手順を考えて、きょう、時間的にはもう時間がないということの中で考えたら、ここで言葉を削るということは無理だと思います。ただ、ガイドラインを作るときに、もう一度きちんと意見を聞いてもらって、それを加味しながらまとめていこうということを全員の一致として考えていただきたいです。わかりますが、私もそのように思っています。

○委員

　検討いただけるという回答で終わるつもりでしたが、削除はしないということになるのならもう１回議論させてもらいたいです。

○委員

きょうは、これで決めたらいいのではないですか。

○委員

よろしいですか。もう１回、検討いただけるということでしたので、これで議論は終わるつもりでいたのですが、それを削除するしないということを詰めるのであれば、まだ、議論させていただくことになりますので、あとはそちらの方でご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○会長

はい。提案した委員から意見が出ましたので、一応、削除については、そのような意見があったと、そのようなことをきちんと議事録に留めていただいて、さらに、その上で、文言修正について、部会長のほうで検討していただくというまとめにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

はい。ありがとうございます。それでは部会長からもご意見あれば、お願いいたします。

○部会長

ガイドラインにつきましては、府民の皆さま方の理解と協力がなければ実行にはなりません。きょう、ご指摘いただいた内容を踏まえ、府民の方々に理解していただける内容及び普及啓発のあり方をさらに知恵を出して考えてまいりたいと思います。今後とも、ご協力よろしくお願いいたします。

○会長

予定の時間を大幅に過ぎてしまいましたが、それだけ重要な議題だということで、ご理解いただきたいと思います。今、部会長から説明がありましたように、一部、文言修正ということも含めて、私と部会長、事務局とで決めさせていただいてよろしいですか。

　（異議なしの声）

○会長

本日、出ましたいくつかの重要な発言については、きちんと議事録に残していただいて、それを大阪府として反復していただくようにお願いしたいと思います。

　予定しておりました議案はこれで終わりですが、ほかに何かアナウンスとかございますか。はい。なければこれにて閉会ということになります。長い時間、ご協力ありがとうございました。

○事務局

　牧里会長、関川部会長、委員の皆さま、ありがとうございました。以上をもちまして、「第３６回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会といたします。ありがとうございました。

（終了）